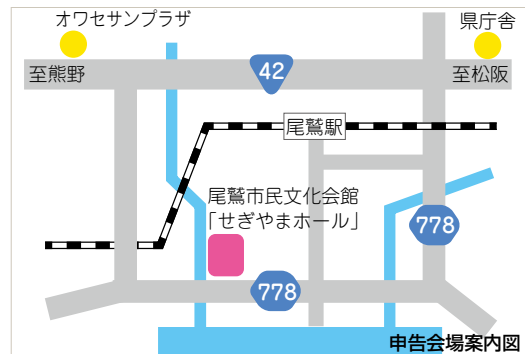


確定申告の相談会場は「せぎやまホール」です

尾鷲税務署からのお知らせ

◆ 申告会場のお知らせ

尾鷲税務署の確定申告会場は、左図のとおりです。
開設期間内は、尾鷲税務署では申告相談の受け付けができませんので、ご注意ください。
【会場】 尾鷲市民文化会館（せぎやまホール）
【開設期間】 2月17日（月）～3月16日（月） ※平日のみ
【相談時間】 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）



◆ 確定申告は正しくお早めに

令和元年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告と納税の期限は3月16日（月）まで、消費税および地方消費税の申告と納税の期限は3月31日（火）までとなっています。

納税には自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全、確実、便利な振替納税をぜひ利用してください。一度登録すると翌年度以降の手続きは不要です。

また、納付書を用いて納付する場合には、必ず納期限までに金融機関または税務署の納税窓口で納付してください。

納付が納期限に遅れた場合や残高不足などで口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

◆ いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、マイナンバーカードやカードリーダーで申告を行う方式と、ID・パスワード（注）を使用してスマートフォンおよびパソコンで行う方式のどちらかで所得税の確定申告書をe-Taxにより提出することができます。

（注）ID・パスワードは税務署で発行しています。本人確認書類をお持ちのうえ、税務署の窓口までお越しください。



確定申告 HP

▼詳しくは、尾鷲税務署（☎0597-22-2224）までお問い合わせください。



Information 役場産業振興課

地域の郷土料理づくりを体験しませんか なれ寿し教室の参加者募集

「なれ寿し」とは、主に川魚を塩と米飯で発酵させた保存食品で、寿司の原型ともいわれるほど古い歴史がある料理です。独特な酸味と香りが特徴の、この地域の郷土料理ですが、作り手の減少など、伝統的な食文化を保存・継承していくうえで課題もあります。

そこで、地域の食文化の保存・継承を図るため、浅里地区の地域の方を講師に招き、調理方法をご指導いただく「なれ寿し教室」を下記のとおり開催します。

【開催日時】

- ① 2月19日（水） 午前9時～12時30分
- ② 3月4日（水） 午前9時～12時30分
- ※①と②の両日とも参加できる人が対象

【開催場所】 浅里生活改善センター（浅里1149番地）

【募集人数】 12名

- ※定員に達した場合は抽選となります。
- ※参加の可否は2月14日（金）までに通知します。

【申込方法】

- ①氏名、②性別、③年齢、④住所、⑤電話番号を電話で伝えるか、FAXまたはメールで送付してください。

【申込締切】 2月12日（水）午後5時まで

【参加料金】 2,000円

- ※講習2回分です。1回目の講習時に徴収します。
- ※調理したなれ寿しはお持ち帰りできます。

【講習内容】

- 1日目〔実技講習〕 米の炊き方、魚の捌き方、塩漬けの仕方、漬け込み方 など
〔資料解説〕 漬け込んだ後の管理方法について
- 2日目〔実技講習〕 漬け込んだなれ寿しの取出し・形成、試食 など
※調理行程上、1日目と2日目の間は講師による管理となります。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。



Information 役場みらい健康課

農業で楽しく体を動かしませんか 健康づくり農園の利用者を募集します

町では、健康づくり農園の入園者を募集します。募集内容は次のとおりです。

【場所・募集区画】

- ① 紀宝町鶴殿 882番地（鶴殿、川瀬公園近く）
・・・14区画
- ② 紀宝町鶴殿 2047番地2（鶴殿上野住宅近く）
・・・2区画

※いずれの区画も車の乗り入れはできず、また駐車場がありません。

- 【面積】 1区画約15.0㎡
- 【利用料金】 年間500円
- 【契約期間】 契約日から令和3年3月31日まで（原則1世帯1区画）
- 【申込期限】 2月28日（金）
- 【申込】 申込書に記入押印のうえ、役場みらい健康課窓口へ提出してください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

Information 役場環境衛生課

水道料金が大幅に増えたりしていませんか？ ご家庭で漏水のチェックができます

水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度確認してみてください。

- ① 家の中の蛇口を全て閉めて、水道水が使用されていないのを確認する。
- ② その状態でご家庭にある水道メーターの円盤（パイロットマーク）のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。

もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。また、修理後は減額申請を提出していただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します。（個人で修理した場合は減額の対象にはなりません）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

